

川国保発第 8 3 9 号

令和 2 年 8 月 1 8 日

川越市国民健康保険運営協議会

会 長 高 橋 剛 様

川越市長 川 合 善 明



川越市国民健康保険税の賦課限度額及び税率等の改定に  
ついて（諮問）

標記の件について、下記のとおり改定したいので、川越市国民健康保険に関する規則第 2 条の規定により、貴協議会の意見を求めます。

記

1 国民健康保険税賦課限度額の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の基礎課税額の賦課限度額を、6 1 万円から 6 3 万円に、及び介護納付金の賦課限度額を、1 6 万円から 1 7 万円に改める。

区 分	現 行	改 定 案	差
基礎課税額分（医療分）	6 1 万円	<b>6 3 万円</b>	<b>2 万円</b>
後期高齢者支援金等分	1 9 万円	1 9 万円	なし
介護納付金分	1 6 万円	<b>1 7 万円</b>	<b>1 万円</b>
合 計	9 6 万円	<b>9 9 万円</b>	<b>3 万円</b>

川運協収第 8 号  
令和 2 年 8 月 1 8 日

(2) 施行期日

令和3年4月1日（令和3年度課税分から適用）

2 国民健康保険税率等の改定について

(1) 改定の内容

国民健康保険税の均等割額及び所得割の税率を、次のように改める。

区 分	項 目	現 行	改定案	差
基礎課税分 （医療分）	所得割税率	7.35%	7.35%	—
	均等割額	23,300円	<b>24,700円</b>	<b>1,400円</b>
後期高齢者 支援金等分	所得割税率	2.20%	<b>2.40%</b>	<b>0.20%</b>
	均等割額	7,300円	<b>8,400円</b>	<b>1,100円</b>
介護納付金分	所得割税率	2.00%	2.00%	—
	均等割額	10,200円	<b>11,300円</b>	<b>1,100円</b>

(2) 施行期日

令和3年4月1日（令和3年度課税分から適用）

3 改定に係る考え方等

別添「国民健康保険税改定に係る基本的な考え方」のとおり。